

平成28年6月議会
第4委員会報告資料

簀子小学校跡地のまちづくりの検討について

平成28年6月20日

住 宅 都 市 局

■簀子小学校跡地のまちづくりの検討について

1. 簀子小学校跡地の概要

簀子小学校については、都心部の教育環境整備により、平成26年4月に舞鶴小学校へ統合移転したことに伴い、跡地となったもの。

(1)経緯

平成22年 2月 舞鶴中学校区の小中学校再編 合意
平成26年 4月 舞鶴小・中学校 開校
簀子小学校跡地を舞鶴小・中学校の第2運動場・第2体育館に指定
平成27年度末 校舎棟の解体完了

(2)簀子小跡地の概要

○住 所 福岡市中央区大手門3丁目
○面 積 約8,500m²
○用途地域 商業地域
容積率 400% 建ぺい率 80%
○所有者 福岡市（教育委員会）

(3)位置・立地環境等



【位置・立地環境等】

- ◆福岡都心部の西、大濠公園・舞鶴公園地区の北に位置する緑豊かな利便性の高い地区
- ◆広域交通の拠点を有し、商業・業務が高度に集積する天神地区まで地下鉄で約3分（大濠公園駅まで約300m）
- ◆幹線通り（那の津通り・昭和通り）に近接し、公共施設や小売等の施設が立地する一方、都心に近接する利便性の高い住宅地として、共同住宅が多く立地

2. 跡地活用に向けたこれまでの検討状況

小中学校の再編に際し、これまで学校施設が担ってきた地域活動や災害時の避難場所としての役割など、地域と協議した計画書を踏まえ、教育委員会において、校舎の解体や整地などを行うとともに、跡地活用に向け、簀子自治連合会など地域との協議等を継続している。

(1)舞鶴中学校区の小中学校再編に関する計画書【抜粋】(平成22年2月) (簀子校区自治連合会、簀子小PTA、福岡市)

(簀子小学校跡地の取り扱い)

- 既存の体育館棟を含む約6,000m²を新設校の第2運動場とする
 - 既存の体育館棟を新設校の第2体育館とする
- ※第2運動場・第2体育館使用について

学校施設開放事業の継続、学校長の許可による地域団体等使用、災害発生時の避難場所等としての使用、簀子校区の優先利用への配慮など

- 第2運動場を除く約2,500m²については、地域の意見もふまえ、今後福岡市において跡地利用計画を策定する

(2)行政需要の状況(平成28年3月現在)

平成26年度に行政需要調査を実施しているが、利用の申し込みはなかった。
※今後も適時、行政需要の把握を行う予定。

3. 今後の進め方

これまでの地域との協議を踏まえ、現在、教育委員会において、跡地活用における学校施設の取り扱いなどについて整理を行っている。

跡地の早期活用に向け、教育委員会と連携し、引き続き地域と協議しながら、地域にとって魅力ある跡地活用となるよう検討の方向性を整理し、具体的な検討を進めていく。